



県紋章

群馬県報



つる舞う形の群馬県/上毛かるた

令和8年3月10日（火） 第10378号

目次

	ページ
規 則	
○群馬県家畜伝染病予防法施行細則の一部を改正する規則（農政課）	2
○群馬県土地改良法施行規則の一部を改正する規則（農村整備課）	2
公 告	
○公営住宅法第47条第2項の規定による公告（住宅政策課）	3
○同	3
○同	3
○同	4
○同	4
落 札	
○落札者等の決定（病院局経営戦略課）	5

■ 規 則

群馬県家畜伝染病予防法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和八年三月十日

群馬県知事 山本 一 太

群馬県規則第十三号

群馬県家畜伝染病予防法施行細則の一部を改正する規則

群馬県家畜伝染病予防法施行細則(昭和二十六年群馬県規則七十号)の一部を次のように改正する。

第十三条中「第二条第十七項」を「第二条第十八項」に改める。

別記様式第四号中「第2条第17項」を「第2条第18項」に改める。

附 則

1 この規則は、公布の日から施行する。

2 この規則の施行の際現にこの規則による改正前の群馬県家畜伝染病予防法施行細則の規定に基づいて提出されている申請書は、この規則による改正後の同規則の規定に基づいて提出されたものとみなす。

群馬県土地改良法施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和八年三月十日

群馬県知事 山本 一 太

群馬県規則第十四号

群馬県土地改良法施行規則の一部を改正する規則

群馬県土地改良法施行規則(昭和四十九年群馬県規則第二号)の一部を次のように改正する。

第二条中「及び第八十五条の二第十項」を「第八十五条の二第十項」に改め、「除く。」の下に「並びに第八十五条の三第五項及び第十一項」を、「第三項」の下に「第五十二条の四第二項、第五十二条の五第二項」を加える。

第四条第二項中「及び」を「若しくは」に、「第八十八条第一項の規定により応急工事計画」を「第八十七条の五第一項に規定する応急工事計画又は法第九十六条の四第一項において準用する法第八十七条の四第一項に規定する緊急防災等工事計画」に、「掲げる」を「規定する」に改める。

第十三条中「農地保有合理化法人及び農地利用集積円滑化団体」を「農地中間管理機構」に改める。

第十四条第二項中「(明治三十二年法律第二十四号)第十七条」を「(平成十六年法律第二百二十三号)第十四条第一項」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

■ 公 告

群馬県住宅供給公社が前橋市営住宅及び共同施設の管理を行うことについて、次のとおり通知があった。

令和8年3月10日

群馬県知事 山本 一 太

公営住宅法（昭和26年法律第193号。以下「法」という。）第47条第2項の規定に基づき次のとおり公告する。

令和8年3月10日

群馬県住宅供給公社 理事長 眞庭 宣 幸

- 1 前橋市に代わって市営住宅及び共同施設（以下「市営住宅等」という。）の管理を行う者 群馬県住宅供給公社
- 2 1で定める者が管理を行う市営住宅等 前橋市営住宅設置条例（昭和39年前橋市条例第61号）別表第1に掲げる市営住宅
- 3 1で定める者が行う市営住宅等の管理の内容 法第3章の規定（家賃の決定並びに家賃、敷金その他の金銭の請求、徴収及び減免に関するものを除く。）に基づいて市営住宅等の管理を行うこと。
- 4 1で定める者が市営住宅等の管理を行う期間 令和8年4月1日から令和11年3月31日まで

群馬県住宅供給公社が高崎市市営住宅及び共同施設の管理を行うことについて、次のとおり通知があった。

令和8年3月10日

群馬県知事 山本 一 太

公営住宅法（昭和26年法律第193号。以下「法」という。）第47条第2項の規定に基づき次のとおり公告する。

令和8年3月10日

群馬県住宅供給公社 理事長 眞庭 宣 幸

- 1 高崎市に代わって市営住宅及び共同施設（以下「市営住宅等」という。）の管理を行う者 群馬県住宅供給公社
- 2 1で定める者が管理を行う市営住宅等 高崎市市営住宅の設置及び管理に関する条例（平成9年高崎市条例第62号）別表第1に掲げる市営住宅
- 3 1で定める者が行う市営住宅等の管理の内容 法第3章の規定（家賃の決定並びに家賃、敷金その他の金銭の請求、徴収及び減免に関するものを除く。）に基づいて市営住宅等の管理を行うこと。
- 4 1で定める者が市営住宅等の管理を行う期間 令和8年4月1日から令和13年3月31日まで

群馬県住宅供給公社が館林市市営住宅及び共同施設の管理を行うことについて、次のとおり通知があった。

令和8年3月10日

群馬県知事 山本 一 太

公営住宅法（昭和26年法律第193号。以下「法」という。）第47条第2項の規定に基づき次のとおり公告

する。

令和8年3月10日

群馬県住宅供給公社 理事長 眞庭宣幸

- 1 館林市に代わって市営住宅及び共同施設（以下「市営住宅等」という。）の管理を行う者 群馬県住宅供給公社
- 2 1で定める者が管理を行う市営住宅等 館林市市営住宅設置条例（昭和39年館林市条例第45号）別表に掲げる市営住宅
- 3 1で定める者が行う市営住宅等の管理の内容 法第3章の規定（家賃の決定並びに家賃、敷金その他の金銭の請求、徴収及び減免に関するものを除く。）に基づいて市営住宅等の管理を行うこと。
- 4 1で定める者が市営住宅等の管理を行う期間 令和8年4月1日から令和13年3月31日まで

群馬県住宅供給公社が安中市市営住宅及び共同施設の管理を行うことについて、次のとおり通知があった。

令和8年3月10日

群馬県知事 山本一太

公営住宅法（昭和26年法律第193号。以下「法」という。）第47条第2項の規定に基づき次のとおり公告する。

令和8年3月10日

群馬県住宅供給公社 理事長 眞庭宣幸

- 1 安中市に代わって市営住宅及び共同施設（以下「市営住宅等」という。）の管理を行う者 群馬県住宅供給公社
- 2 1で定める者が管理を行う市営住宅等 安中市市営住宅等設置条例（平成18年安中市条例第180号）別表に掲げる住宅等
- 3 1で定める者が行う市営住宅等の管理の内容 法第3章の規定（家賃の決定並びに家賃、敷金その他の金銭の請求、徴収及び減免に関するものを除く。）に基づいて市営住宅等の管理を行うこと。
- 4 1で定める者が市営住宅等の管理を行う期間 令和8年4月1日から令和11年3月31日まで

群馬県住宅供給公社がみなかみ町営住宅及び共同施設の管理を行うことについて、次のとおり通知があった。

令和8年3月10日

群馬県知事 山本一太

公営住宅法（昭和26年法律第193号。以下「法」という。）第47条第2項の規定に基づき次のとおり公告する。

令和8年3月10日

群馬県住宅供給公社 理事長 眞庭宣幸

- 1 みなかみ町に代わって町営住宅及び共同施設（以下「町営住宅等」という。）の管理を行う者 群馬県住宅供給公社
- 2 1で定める者が管理を行う町営住宅等 みなかみ町営住宅管理条例（平成17年みなかみ町条例第192号）

別表に掲げる町営住宅

- 3 1で定める者が行う町営住宅等の管理の内容 法第3章の規定(家賃の決定並びに家賃、敷金その他の金銭の請求、徴収及び減免に関するものを除く。)に基づいて町営住宅等の管理を行うこと。
- 4 1で定める者が町営住宅等の管理を行う期間 令和8年4月1日から令和11年3月31日まで

■ 落札

次のとおり落札者を決定した。

令和8年3月10日

群馬県知事 山本 一太

- 1 落札に係る業務名及び数量 群馬県立病院の感染性廃棄物収集運搬及び処分業務委託 一式
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地 群馬県病院局経営戦略課総務係 群馬県前橋市大手町一丁目1番1号
- 3 落札者を決定した日 令和8年2月20日
- 4 落札者の名称及び所在地 株式会社群桐産業 群馬県太田市大原町78番地1
- 5 落札金額 59,618,515円
- 6 契約の相手方を決定した手続 一般競争入札
- 7 入札公告をした日 令和8年1月6日